

指定介護予防短期入所生活介護事業 運営規程

社会福祉法人 近代老人福祉協会
介護老人福祉施設ニューバード

指定介護予防短期入所生活介護運営規程[ニューバード]

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人近代老人福祉協会が設置運営する介護老人福祉施設 ニューバード（以下、「事業所」という。）が行う指定介護予防短期入所生活介護事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、要支援状態にある高齢者（以下、「要支援者」という。）に対し、適切な指定介護予防短期入所生活介護（以下、「生活介護」という。）を提供することを目的とする。

(運営方針)

- 第2条 高齢者等が要支援状態になった場合においても、食事、入浴、排泄等の介護、社会生活上の便宜、その他の日常生活上の世話及び機能訓練、健康管理、相談及び援助を行うことにより、要支援者がその有する能力に応じた日常生活を営むことが出来るようにすることを目指すものとする。又、要支援者の心身の機能の維持並びに要支援者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることとする。
- 2 事業所の職員等は、ユニットごとに日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる部分（以下「ユニット部分」という。）にあつては、居宅における生活と連続したものになるよう配慮しながら、各ユニットにおいて要支援者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことが出来るよう支援する。
 - 3 事業所の職員等は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家族との結びつきを重視した運営を行い、事業の実施に当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 介護老人福祉施設 ニューバード
- (2) 所 在 地 横浜市港北区新羽町 2530-4

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者（施設長） 1人
管理者は、従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 医師 1人
医師は要支援者の健康管理に当たる。
- (3) 生活相談員 1人以上
生活相談員は、事業所に対する生活介護の利用申し込みに係る調整、介護予防短期入所生活介護計画の作成等を行う。
- (4) 看護職員 1以上（常勤換算）
看護職員は、要支援者の健康管理に当たる。
- (5) ケアワーカー 6以上（常勤換算）

介護職員は、施設サービスの介護等の提供に当たる。

- (6) 管理栄養士 1人以上

管理栄養士は、食事の提供に当り、バランスの良い栄養価及び嗜好を考慮した献立の作成及び調理の指導に当たる。

- (7) 機能訓練指導員 1人以上

機能訓練指導員は、要支援者の機能訓練に当たる。

- 2 前項に定めるもののほか、施設の運営上必要な職員を配置するものとする。

(利用定員)

第5条 介護予防短期入所生活介護事業（短期入所生活介護も含む）の利用定員は、2ユニット（各ユニット定員10名）20名とする。

- 2 併設の指定介護老人福祉施設に空きベッドが生じた場合、前項の規定を超えることができる。

(介護予防短期入所生活介護の内容)

第6条 生活介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 居室の提供
- (2) 食事・入浴・排泄等の日常生活上の介護
- (3) 食事の提供
- (4) 利用時の送迎
- (5) 健康管理
- (6) 機能訓練
- (7) 相談及び援助

(介護予防短期入所生活介護の利用料)

第7条 生活介護の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該生活介護が法定代理受領サービスであるときは、各要支援者の負担割合に応じた額とする。

第8条 尚、詳細は別表1に定める額とする。

- 2 滞在に要する費用については、その居住環境の違いに応じ必要となる費用（以下「滞住費」とし、別表2に定める額とする。
- 3 食事及び栄養管理については、その食事形態、摂食、嚥下機能に応じた食形態等、低栄養状態の予防・改善に努めるとともに、嗜好等に配慮した食事を提供するものとし、その費用については、別表3に定める額とする。
- 4 前各号に掲げるもののほか、生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その要支援者に負担させることが適当と認められるものについても支払いを受けることができる。尚、希望のあった場合に提供するものとし、要支援者又は家族に対し当該サービスの内容及び費用について説明を行い同意を得なければならない。その費用については、別表4に定める額とする。

(施設利用にあたっての留意事項)

第9条 予防短期入所生活介護サービスを利用する者は、次に掲げることに留意し、相互の親睦と融

和に努めなければならない。

- (1) 全館禁煙とする。
- (2) 他の入居者及び職員等に対し、秩序を乱す言動を行わないこと。
- (3) 外出は家族の付き添い又は職員等が付き添うこととし、一人での外出はしないこと。
- (4) 共用のテレビ等については、話合いで使用する。
- (5) 衣類等には、必ず氏名を記入する。

(通常の送迎の実施地域)

第 9 条 通常の送迎の実施地域は横浜市港北区、都筑区、神奈川区、鶴見区（JR 横須賀線以西）、緑区（北八朔町、青砥町、中山町、上山、白山、竹山、鴨居町、鴨居、東本郷町、東本郷）、青葉区（新石川、あざみ野南、荏田北、荏田西、市ヶ尾町、下谷本町、千草台、荏田町）とする。その他の地域については相談に応じる。

(緊急時における対応方法)

第 10 条 介護職員等は、生活介護を実施中に、要支援者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医師又は主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告し、家族に連絡・報告しなければならない。

(非常災害対策)

第 11 条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、要支援者に対して定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

2 事業者は、要支援者が火災等の災害により緊急避難が必要とする事態が生じたときは、要支援者に対して必要な措置を講じる。

(サービス提供記録の保存)

第 12 条 生活介護を提供した際には、その提供日及び内容、その他必要な記録を所定の書面等に記載し保存する。保存期間は、その完結の日から 5 年間とする。

(個人情報の保護)

第 13 条 事業者は個人情報の取り扱いに関し個人情報保護法に関する法令、ガイドライン等の規範を遵守する。職員は業務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この項については、就業中に限らず退職後にあっても同様である。

(損害賠償)

第 14 条 要支援者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(苦情処理)

第 15 条 事業所はこの事業の実施に当り、要支援者からの苦情に迅速かつ適切に対応する為相談窓口の設置、その他必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、市区町村及び国民健康保険団体連合会が行う照会等に応じ、要支援者からの苦情に関し保険者及び国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行うものとする。

(身体拘束等)

第 16 条 事業所の職員等は、要支援者に対するサービスの提供に当たっては、当該要支援者又は他の要支援者等の生命又は身体を保護するためやむを得ない場合を除き、身体的拘束その他要支援者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行ってはならないものとする。拘束を行う場合は別途定める基準に従うものとする。

(虐待防止)

第 17 条 事業所の職員等は、要支援者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(職員研修について)

第 18 条 サービスの質を維持し、常に向上を図るため、事業所は研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

- (1) 定期的な職務研修
- (2) 外部講習会への参加
- (3) 採用時研修

(その他)

第 19 条 この規程に定めのない事項については、介護保険法その他関連法令により、施設長が決定する。

付則

この規程は、平成 19 年 9 月 1 日から施行する。

改定 平成 20 年 11 月 1 日から施行する。

改定 平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

改定 平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

改定 平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

改定 平成 25 年 3 月 1 日から施行する。

改定 平成 25 年 5 月 1 日から施行する。

改定 平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

改定 平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

改定 平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

改定 平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

改定 令和元年 10 月 1 日から施行する。

改定 令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

改定 令和3年8月1日から施行する。
改定 令和4年10月1日から施行する。
改定 令和6年4月1日から施行する。
改定 令和6年8月1日から施行する。
改定 令和8年6月1日から施行する。

(別表1) 運営規程第7条第1項に規定する料金

1日あたり 単位 円

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要支援1 5,755円	要支援2 7,137円
2. うち、介護保険から給付される金額	(1割) 5,179円 (2割) 4,604円 (3割) 4,028円	(1割) 6,423円 (2割) 5,709円 (3割) 4,995円
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	(1割) 576円 (2割) 1,151円 (3割) 1,727円	(1割) 714円 (2割) 1,428円 (3割) 2,142円
4. 食費	1,720円	
5. 居住費	3,300円	
自己負担額合計(3+4+5)	(1割) 5,596円 (2割) 6,171円 (3割) 6,747円	(1割) 5,734円 (2割) 6,448円 (3割) 7,162円

* また、上記費用の他に次の料金が加算されます。

加算項目	1日当たりの費用			単位	算定
送迎加算	(1割)201円	(2割)401円	(3割)601円	184単位	
機能訓練体制加算	(1割)13円	(2割)26円	(3割)39円	12単位	
個別機能訓練加算	(1割)61円	(2割)122円	(3割)183円	56単位	
認知症緊急対応加算	(1割)218円	(2割)436円	(3割)653円	200単位	
若年性認知症受入加算	(1割)131円	(2割)261円	(3割)392円	120単位	
療養食加算	(1割)9円	(2割)18円	(3割)27円	1食 8単位	
サービス提供体制加算(Ⅰ)	(1割)24円	(2割)48円	(3割)72円	22単位	
サービス提供体制加算(Ⅱ)	(1割)20円	(2割)39円	(3割)59円	18単位	○
サービス提供体制加算(Ⅲ)	(1割)7円	(2割)13円	(3割)20円	6単位	
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	(1割)11円	(2割)22円	(3割)33円	10	○
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)口	算定した単位の 17.6%に相当する額			算定した単位の17.6% に相当する 単位数	○

(別表3) 運営規程第7条第3項に規定する料金

単位 円

項 目	金 額	摘 要
食 費	440	朝食
	670	昼食
	610	夕食
計(1日あたり)	1, 720	

※ 負担限度額認定を受けている場合は、認定証に記載している負担限度額とする。

1日あたり 単位 円

対 象 者		区分	居住費	食費
生活保護受給者		利用者負担 第1段階	880	300
市町村民税 非課税世帯 全員が	高齢福祉年金受給者			
	合計所得金額と公的年金等収入の 合計が80万円以下	利用者負担 第2段階	880	600
	合計所得金額と公的年金等収入の 合計が80万円超120万円以下	利用者負担第 3段階①	1, 370	1, 000
	合計所得金額と公的年金等収入の 合計が120万円超	利用者負担第 3段階②	1, 370	1, 300
上記以外の方		利用者負担 第4段階	3, 300	1, 720

(別表4)

運営規程第7条第4項に規定する料金(介護保険対象外サービス)

単位 円

項 目	金 額	摘 要
理美容代	実費	
教養娯楽・レクリエーション費(材料代)	実費	手芸等やおやつ作りを行った場合
おやつとヨーグルト(嗜好飲料含む)	260	1日(利用者の希望による)
おやつ(嗜好飲料含む)	210	1日(利用者の希望による)
ヨーグルト(嗜好飲料含む)	105	1日(利用者の希望による)

コピー代	10	1枚
テレビ使用料	300	1日(居室内設置テレビ使用の場合)
電気機器持込料(電気代)	別表5参照	1か月単位とし、ひと月に複数回利用の場合も1回分とする

(別表5)

電気機器持込料(電気代)

単位 円

項 目	月 額	項 目	月 額
テレビ・CD ラジオ・パソコン	100	空気清浄機	200
DVD ビデオレコーダー	100	電気毛布	400
多機能端末機器(充電器)	100	電気カーペット	400
加湿器	400	アンカ	200